

議案第 47 号

令和 8 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,921,211 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 809, 750
	1 使用料	809, 749
	2 手数料	1
2 財産収入		30, 149
	1 財産売払収入	2
	2 財産貸付収入	30, 147
3 繰入金		715, 287
	1 繰入金	715, 287
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		239, 024
	1 延滞金及び加算金	1
	2 雜入	239, 023
6 市債		127, 000
	1 市債	127, 000
歳入合計		1, 921, 211

歳 出

款	項	金額
1 卸 売 市 場 事 業 費		千円 1, 535, 891
	1 運 営 費	1, 025, 347
	2 施 設 整 備 費	510, 544
2 公 債 費		380, 320
	1 公 債 費	380, 320
3 予 備 費		5, 000
	1 予 備 費	5, 000
歳 出 合 計		1, 921, 211

卸売市場事業特別会計

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
機能強化事業費	令和 9 年度から 令和 38 年度まで	千円 66,183,608

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
北部市場施設整備事業	千円 89,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年 6.0% 以 内	借入れの日から 40か年以内（据置期間を含む。）に償還する。
南部市場施設整備事業	38,000	起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後ににおいては、当該見直し後の年度における利率とする。	ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えができる。
合 計	127,000			